

江東区第8期介護保険事業計画における「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取り組みと目標」の自己評価結果について（令和４年度）

介護保険課庶務係作成

第 8 期介護保険事業計画に記載の内容								令和3年度（年度末実績）			
区市町村名	区分	テーマ（キーワード）	テーマ（その他詳細） ※ 左項目が「その他」の場合詳細をご記載ください	現状と課題	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	目標の評価方法	実施内容	自己評価 結果	自己評価 内容	課題と対応策
江東区	自立支援・介護予防・重度化防止	自立支援・介護予防・重度化防止	地域介護予防活動支援事業	江東区オリジナル体操を活用した自主的に体操などを行うグループを地域に作り、社会参加や体力づくりができる場所を創設するため、地域団体へ講師を派遣し自主グループ化を支援している。また、グループ立ち上げを担う住民の発掘するため、地域で活躍する担い手を養成する(介護予防リーダー養成講座を実施している。また、新しい日常における介護予防として、オンライン介護予防を実施している。 オンライン介護予防は複数回支援から伴走型支援に事業内容を変更し活動の定着が課題である。介護予防リーダー養成講座修了後に地域で活躍する方が半数以下のため、講座修了直後から積極的な活用をサポートし、地域のグループの担い手としての活躍につなげていくことが課題である。	①講師派遣では介護予防体操教室からの自主グループ立ち上げを目指し、運動機能の強化だけでなく、初回から教室終了後の自主グループ活動を支援した。 ②介護予防リーダーの積極的な活用をサポートし、地域のグループの担い手としての活動場所の創設を支援した。 ③新しい日常における介護予防としてオンライン介護予防実施。複数回以上の支援ができる伴走型支援(13回)に変更し、運動習慣化を支援した。	新規登録団体数:10団体 講師派遣回数:60回 (とことんお元気サークル) 介護予防リーダー養成講座:2回 新しい日常における介護予防:1団体 オンラインおよび介護予防体操それぞれで自主グループの立ち上げを目指す。 地域で活動する介護予防リーダーを養成する。	・登録団体数 ・介護予防リーダー修了者数 ・新しい日常における介護予防活動団体数	登録団体数:23団体(昨年度からの継続16団体、新規7団体) 講師派遣回数:39回 介護予防リーダー養成講座:2回 介護予防リーダー修了者数:実23人 新しい日常における介護予防受講者数:実13人(継続団体0)	○	①活動を自粛していた団体が活動を再開。他事業からの自主グループ化やとことんお元気サークルをきっかけに町内活動を再開する7団体が新規に登録し参加者が増加した。 ②新しい日常における介護予防については、支援内容を変更して実施するもアンケートの結果ではオンラインで活動を継続すると回答した人は13名中1名となり、自主グループの立ち上がりにはつながらなかった。	①区オリジナル体操(KOTO活き粋体操)の認知度は向上している。今後も声掛けや事業の周知を行い団体数の増加を目指す。 ②新しい日常における介護予防については、タブレット操作の不慣れさやその後の日常生活での活用についてイメージができなかった点が課題であると思われる。
江東区	自立支援・介護予防・重度化防止	自立支援・介護予防・重度化防止	地域リハビリテーション活動支援事業	様々な活動が徐々に再開する中で、以前より体力の低下を感じる高齢者への支援の需要が増え、通いの場や地域活動への派遣回数は増加した。一方、地域ケア会議への出席回数は伸び悩み悩んでいる。	○通いの場への派遣 ○地域ケア会議での評価・助言	①通いの場派遣回数:20回 (とことんお元気サークル) ②地域活動への派遣:42回 (包括主催:体力測定会、地域の③介護予防活動等) 地域ケア会議派遣回数:10回	①通いの場派遣回数 ②地域活動への派遣 ③地域ケア会議派遣回数	①通いの場派遣:16回 ②地域活動への派遣:8回 ③地域ケア会議:3回	○	通いの場派遣に関しては、おおむね達成している。地域活動への派遣および地域ケア会議への派遣の実績値が伸び悩んでいる。 ①各長寿サポートセンターから地域会議へのリハ職派遣依頼が少ないため、リハ職の活用促進について周知する。 ②地域活動への派遣についても高齢者団体等へ事業周知を行い活用場の増加を目指す。	
江東区	給付適正化	介護給付費通知		高齢者人口の増加に伴い介護給付費も増大する中、利用者に対して、実際に事業者を支払われている金額の確認、請求誤りや不正請求等を自ら発見し、適正なサービス利用を促すため、サービス内容・保険給付額・利用者負担額等、介護給付費に関する情報について利用者あてに通知している。	給付適正化の一環で、介護給付費通知書の発送を行う。	介護給付費通知書発送:年2回	通知書の発送予定に合わせて評価を行う。 ＜評価時期＞ ・中間評価(9月) ・年度末(3月)	介護給付費通知書 (1)令和4年9月発送 (令和4年1月～6月給付分) 17,208件 (2)令和5年3月発送 (令和4年7月～12月給付分) 17,344件	◎	達成されており、一定の効果を発揮している。 ＜課題＞ 「介護給付通知書」の見方というタイトルで色紙を使用した案内物を同封しているが、「これは何ですか」といった問い合わせの電話がある。同様の問い合わせが自治体のみならず、居宅支援事業所などの各事業者へもなされており、事務負担となっている。 ＜対応策＞ 手紙を見る前にすぐ電話をかけてくる方が一定程度いることから、問い合わせを受けた際は、より丁寧な説明を行う。給付の適正化を継続していくために、介護給付費通知書の発送の目的を継続して区民の方に周知していく。発送物の内容を工夫し、取り組みの趣旨の浸透と事務負担の軽減を図る。	